

大阪保健医療大学大学院授業科目履修認定方法および  
単位認定・審査・修了に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪保健医療大学大学院学則（以下、学則という）第8章、第9章の規定に基づき、大学院保健医療学研究科（以下、研究科という）の授業科目履修方法と修了に関する取扱いを定めることを目的とする。

(履修届)

第2条 学生は、入学時に、指導教員の指導のもとで、2年間で開講される選択科目の中から、履修しようとする授業科目を定めて、学長に届け出なければならない。

2. 前項の届出は、入学後の授業開始1週間後までに事務局に履修届を提出することにより行うものとする。

3. 第1項に定める研究科で開講される授業科目は、学則別表1のとおりとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第3条 学則第28条に基づき入学前に他の大学院等で修得した単位の認定を受けようとするものは、認定申請書に成績証明書を添付し、大学院運営会議の審査を受け、大学院教授会にて学長がこれを認定する。

2. 認定された単位の成績表示は「認定」とする。

(学部開設科目の履修)

第4条 学則第30条に基づく学部開設科目の履修は、学生の希望のみならず、指導教員が必要と判断し、大学院運営会議の承認が得られた場合に限る。

2. 前項の承認に当たっては、大学院運営会議が学部開設科目担当者の意見を聞き、学部の教育に支障がないことを条件とする。

3. 当該科目の修得単位は、修士課程の所要修得単位としない。

(履修の評価)

第5条 授業科目の履修の評価は、当該科目の担当者が行う。

(履修の評価を受ける資格)

第6条 前条に定める授業科目の履修の評価を受けるためには、原則として講義・演習については実授業の三分の二以上、臨床実習については五分の四以上の授業に出席していなければならない。

(出席に関する不正行為)

第6条の2 授業出席に関して不正な行為があったと認められた者については、学則第43条に基づき、懲戒処分とする。

(単位認定試験)

第7条 第5条に定める授業科目の履修の評価のための単位認定試験は、当該科目の担当教員が適当な方法で適宜実施する。

2. 前項に定める単位認定試験の成績は100点法によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

(再試験)

第8条 各試験において不合格となった場合は、当該授業科目の担当者あるいは大学院運営会議が特に必要と認めた場合、再試験を行うことがある。(再試験受験願の提出を必要とする。)

2. 前項に定める試験の合格点は60点とする。

(単位の認定)

第9条 授業科目の単位認定は、授業科目ごとの当該担当者の評価を基に、各年度末に行われる大学院運営会議で審議し、大学院教授会にて学長がこれを認定する。但し、標準在学年数を超えた者において、科目の履修状況によっては、大学院運営会議で審議し、大学院教授会の意見を聴取の上、9月に学長が単位を認定する場合がある。

2. 単位認定がなされなかった必修科目、ならびに選択必修科目は、再履修しなくてはならない。但し、各領域の特別研究において、履修開始後、2年を経過している場合、履修状況によっては、大学院運営会議で審議し、半期(前期または後期)修了科目とすることができる。

(試験に関する不正行為)

第10条 試験に関して不正な行為があったと認められた者については、学則第43条に基づき、懲戒処分とし、当該科目の試験は無効とする。

(修士論文等の審査及び最終試験)

第11条 修士論文等の審査は、修士論文及び課題研究取扱及び審査規則、修士論文に係る評価基準に則り審査する。

2. 審査及び最終試験は、指定期日までに提出された修士論文等について、主査、副査が設定する審査会で修士論文等と専門知識についての口頭試問で行われる。

3. 修士論文等の合否認定は、大学院運営会議で行う。なお、大学院運営会議での審議までに、修士課程修了に必要な30単位を修得していることが認定審議の条件となる。

(修了の要件)

第12条 修了の要件は、学則第32条、第33条による。

(BPの履修方法による修了者の状況確認)

第12条の2 職業実践力育成プログラム(以下、「BP」という。)の履修方法による修了者は、修了後6か月以内に自身が担当した症例について、BPで培った知識や技能、臨床推論力、特別研究で見出した新規知見や評価・治療方法を駆使して作成した科学的根拠に基づく症例報告書を大学院運営会議BP分科会に提出し、その質を確認する。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は大学院教授会の意見を聴取して学長が行う。

- 附則
- 1 この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
  - 2 この改定規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
  - 3 この改定規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

なお、第 12 条の 2 については、平成 28 年度入学生より適用する。

- 4 この改定規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この改定規程は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この改定規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この改定規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附表

成績評価は次の表の通りとする。

評価	評点
S	100 点～ 90 点
A	89 点～ 80 点
B	79 点～ 70 点
C	69 点～ 60 点
F	59 点～ 0 点